

公益社団法人宮城県獣医師会役員等報酬並びに費用に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員への報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

第3条 本会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。役員等の報酬は、常勤役員にあっては、本給及び特別手当とし、非常勤役員等については、非常勤役員等手当とする。

2 役員等には、役員賞与を支給しない。

(報酬等の決定)

第4条 役員等の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表（役員等の俸給表）に基づき、その職務(役位)、資格等を勘案して理事会で決定するものとする。

- 2 特別手当は、役員の勤務形態、職務実績、勤続年数等を勘案し、理事会で別に定める額を支給することができるものとする。特別手当の額は、月額基本報酬の40/100を超えないものとする。

(報酬の支給)

第5条 役員報酬の支給日、支給方法並びに報酬から控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

- 2 非常勤役員の報酬については、3月及び6月並びに12月に当該月額分（1～3月分を3月末日、4～6月分を6月末日、7～12月分を12月末日）を取りまとめ支給することができる。
- 3 報酬は、支給日の属する月の当該月に在職する者に支給する。

(費 用)

第6条 当会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公 表)

第7条 当会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(補 則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する(令和8年2月26日理事会承認)。
- 2 公益社団法人宮城県獣医師会の役員報酬に関する規則は、廃止する。

(別表) 常勤役員俸給表(単位:円)

号俸	月 額
1	120,000
2	140,000
3	160,000
4	180,000
5	200,000
6	220,000
7	240,000
8	260,000
9	280,000
10	300,000

号俸	月 額
11	320,000
12	340,000
13	360,000
14	380,000
15	400,000

非常勤役員俸給表(単位:円)

号	報酬月額
第1号(監事)	10,000
第2号(理事)	10,000
第3号(副会長理事)	30,000
第4号(会長理事)	50,000